

泉南市立鳴滝小学校いじめ防止基本方針

泉南市立鳴滝小学校

令和元年8月26日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現をめざしている。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識と行動を育成することになる。

そのためには、従来より人権教育を教育活動の全てにおいて取り組んできたが、今後もより一層生命や人権を大切にす精神を貫く教育実践を推進し、教職員自身が、子どもを一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格のすこやかな発達を支援するという子ども観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、泉南市の教育のモデル校として開校した。その理念の一つが「全ての子どもにとって、いじめや差別のない一人ひとりが大切にされる人権尊重に基づく学校」である。

いじめは一旦生起すれば、いじめを受けた子どもはもちろん、いじめた子ども、いじめをはやした子ども、助けることができなかった子ども・おとな等、関わる全ての者が傷つき、将来にわたって消せない過去として共に生きていかなければならないものとなる。

いじめを受けた子どもにとって辛く思うのは、いじめた子どもの存在だけでなく、助けてくれなかった（無関心にほっとかれた・自分の辛さを誰もわかろうとしてくれなかった）と感じる周りの存在である。加えて何より辛いのは、いじめを受けた子どもが「いじめられている自分自身」を責めることである。その結果、いじめを受けた子どもは誰にも相談できず孤立していく。

本校では全ての教育活動を通して、自分の大切さと共に他者の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、取り組みを進めている。ここでいう自分の大切さとは、自分の課題も含めて、まるごと認める大切さであり、同時に他者についても、その課題も含めてまるごと認める大切さである。そして、そのことは世の中にある多様な生き方・あり方を認める大切さにもつながっていくものでなければならない。

いじめ防止にあたっては、日頃から、多様な生き方・あり方を認めながら、他者とつながって生きる人間関係づくり・集団づくりを進めることが重要であり、そこで学んだことが日常の様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、たとえ意見が異なる相手であっても、その考えを認めながら、自分の思いや考えを表現する能力を育成することが必要である。

そのためには、世の中にある多数派の意見を「普通」「あたりまえ」「正しい」ということで押しつけられ、しんどい思いをしている子どもがいないか常に留意し、多様な生き方・あり方を知らせることで、全ての子どもがよりよい社会（学校・学級）をつくる主体として判断・選択できるよう、その環境を整える必要がある。

何より、いじめを受けた子どもが誰かに相談できるためには、子どものなかにある本当の思いや願いを聴くことを通して、教職員自身が子どもにとって「たとえどんな課題があったとしても、全てまるごと受けとめてくれる存在」になれるよう、日常から関係を築くことが重要である。

以上のことをふまえ、本校では、いじめを「子どもの人格と権利を侵害する行為」と捉え、泉南市立学校の役割として位置づけられた「泉南市子どもの権利に関する条例第3条～市および市民等の役割～子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子どもの権利が擁護されるように努力します」の主旨に則り、ここに『鳴滝小学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、子ども等に対して、当該の子ども等が在籍する学校に在籍している等、当該の子ども等と一定の人的関係にある他の子ども等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子ども等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※「自分より弱者」「一方的に」「継続的に」「深刻な」「攻撃（ダメージ）」「集団対個人」等の言語が定義にはないことを確認しておく

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、主査・主事、養護教諭、生活指導担当、人権教育担当（集団づくり）、
学力向上担当（授業づくり）、道徳教育担当、
（必要に応じて…担任、支援教育担当、情報教育担当、その他）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

学期	月	低学年 1年・2年	中学年 3年・4年	高学年 5年・6年	学校全体 及び教職員に関すること
一 学 期	4月	○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○子どもへの相談窓口周知 ○家庭訪問で把握された子どもの状況の集約	○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○子どもへの相談窓口周知 ○家庭訪問で把握された子どもの状況の集約	○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○子どもへの相談窓口周知 ○家庭訪問で把握された子どもの状況の集約	○第1回 いじめ防止対策委員会（方針並びに年間計画の確認、実態の共有） ○「学校いじめ防止基本方針」のブログHP更新 ○PTA総会等で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
	5月	○人権推進計画への人間関係づくりスキル教材の位置づけ ○学級懇談での実態把握	○人権推進計画への人間関係づくりスキル教材の位置づけ ○学級懇談での実態把握	○人権推進計画への人間関係づくりスキル教材の位置づけ ○学級懇談での実態把握	○校内研究授業（学びあいの授業づくりの推進）
	6月	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会 ○修学旅行（6年・コミュニケーション能力の育成）	○校内研究授業（キャリア教育の推進）
	7月	○個人懇談での実態把握	○個人懇談での実態把握	○個人懇談での実態把握	○第2回委員会（進捗確認）
夏休み	○1学期集団づくりの取り組み総括	○1学期集団づくりの取り組み総括	○1学期集団づくりの取り組み総括 ○林間学校（5年・コミュニケーション能力の育成）	○校内研修	
二 学 期	9月	夏休み中の子どもの生活実態の把握			○上半期のいじめ状況調査 ○第3回委員会（状況報告と取り組みの検証）
		○運動会	○運動会	○運動会	
	10月	○学級懇談での実態把握	○学級懇談での実態把握	○学級懇談での実態把握	○校内研究授業（わかる授業づくりの推進）
	11月	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○校内研究授業（キャリア教育の推進）
	12月	○個人懇談での実態把握	○個人懇談での実態把握	○個人懇談での実態把握	
冬休み					
三 学 期	1月			○非行防止教室	
	2月	○アンケート実施 ○学級懇談での実態把握	○アンケート実施 ○学級懇談での実態把握	○アンケート実施 ○学級懇談での実態把握	○第4回委員会（年間の取り組みの検証）
	3月	○集団づくりの取り組み総括	○集団づくりの取り組み総括	○集団づくりの取り組み総括	
春休み	春休み中の子どもの生活実態の把握				

4 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、年4回、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、本方針に基づく取り組みの実施状況は学校評価の評価項目に位置づける。

第2章 いじめ防止

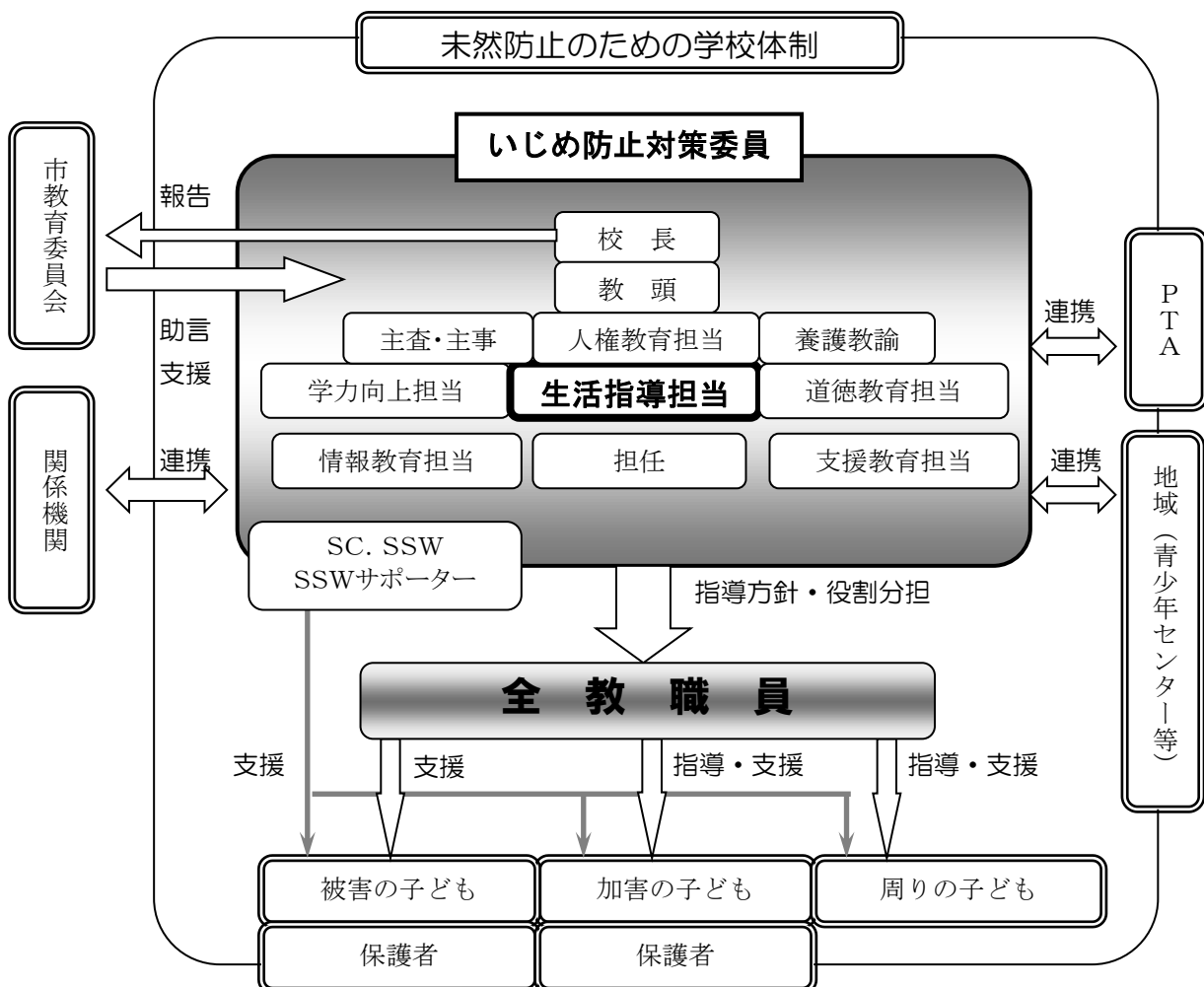
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、子どもが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そうした取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に向けた取り組みを検討し、全教職員が一丸となって取り組んでいく。その際、いじめは「子どもの人格と権利を侵害する行為」という認識のもと、人権部落問題学習研究部会とも連携して取り組みを行っていく。また、今まで生徒指導部会を中心に行っていた未然防止に向けた取り組みも、「いじめ防止対策委員会」でのチェックや検討をもとに連携して取り組みを行っていく。

「いじめ防止対策委員会」での年間計画や校内研修の実施計画をもとに、人権部落問題学習研究部会、授業づくり部会、生徒指導部会のそれぞれの分野で取り組みや活動を行う。実施した活動は「いじめ防止対策委員会」にて実施方法や活動内容を報告し、「いじめ防止対策委員会」で課題を共有し、今後の取り組みや活動について企画立案し、それを人権部落問題学習研究部会、授業づくり部会、生徒指導部会のそれぞれの分野で実行していく。



いじめ防止については、いじめを「子どもの人格と権利を侵害する行為」と捉え、子どもが豊かな人間関係のなかで成長していく環境を整備することにある。いじめ対策においても、とりわけ子どもの思いや声を真摯にかつ丁寧に受けとめ、子どもを問題解決の主体として、子どもの最善の利益確保と意見の尊重・参加を基本におく。

上記のことをふまえた上で、全ての子どもが、安心・安全に学校生活を送るために、全教職員がいじめについての基本的な考え方を共有し、いじめは「子どもの人格と権利を侵害する行為」という考えのもとで、全ての教育活動を行う。そしていじめの未然防止に向けて、「いじめ防止対策委員会」で検討された指導方針をもとに、各教科や総合的な学習の時間、道徳や特別活動等を通じて、人間関係づくり・集団づくりに取り組んでいく。その際、特に「生き方を考える」人権教育・キャリア教育と関連させて取り組みを行っていく。また、いじめを「子どもの人格と権利を侵害する行為」であるということ、教職員だけでなく子ども・保護者参加・参画のもと考えることが大切であり、学校と家庭・地域とのより一層の連携を図っていく。

2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的事案を通しての対応方法やその際の留意点等についての校内研修を行う。子どもに対しては、全ての取り組みにおいて子ども自身が日常的に集団や人間関係のあり方はもちろん、自らの権利について考える環境を整備することで、「いじめは人格と権利を侵害する行為である」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、子どもが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、「くらしでつながる集団づくり」を進め、家庭や学校でのくらしのなかの事実を表現することを通して、自分の思いを伝えていくこと、相手の思いを受けて自分との相違も含めて自分を軸にふり返り、相手に返していくことを大切にする。このような他者とつながる取り組みを通して、表現する心地よさを知ることで「表現しようとする意欲」をつくり、表現する技能を含めた、他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく。

他者とコミュニケーションを図る能力として特に以下の4点に重点をおく。

- ① 自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度
- ② 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ③ 適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ④ 対立的問題に対しても、双方にとってプラスとなる解決法を見出すことのできるような建設的な問題解決技能

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校教育全般に置いて、子どもの様子を観察し、その様子を踏まえて常に教育活動を改善して行くことが涵養である。

○ 分かりやすい授業づくりを進めるために、授業づくり研究部会を中心に「学びあいの授業づくり」を研究し、他者の考えに学ぶことで自らの考えをつくることを通して学ぶ意欲を育てる。また、人権部落問題学習部会のなかでキャリア教育を研究することで、何のために学ぶのかという「学ぶ目的」を明らかにしていく。

○ 子ども一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、人権部落問題学習研究部会を中心に「くらしでつながる集団づくり」「生活つくり方」について研究する。また生徒指導部会を中心に、子ども自らが学級・学校づくりに参加・参画するための学級活動、児童会活動

をはじめとする自主活動の創造について検討し、実践する。

○ストレスに適切に対処できる力を育むために、人権部落問題学習研究部会で検討される人権教育推進計画に、人権教育でつけたい技能としてストレスの対処に関するスキル育成を位置づけ実践する。とりわけ、そのなかで「相談する力」をつけたい力の一つとして位置づける。

○いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校長、教頭、人権教育担当、生活指導担当、学力向上担当等が教職員の日常の教育活動について、連携、協力する。また、教職員同士が日常的に授業等を互いに観察し、意見交流ができる機会をつくる。さらに教職員が常に子どものくらしの背景を考慮に入れた言動ができるよう共通理解を図る校内研究・研修会を実施していく。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業で子ども一人ひとりが活躍できるような場をつくる等、日々の授業での活動を考え、実践していく。さらにキャリア教育や学校行事、児童会活動、学級活動、子ども元気広場等の取り組みにおいても、自己有用感や自己肯定感を育むことを念頭に、学校内はもちろん、地域に活動の場を移した取り組みや他校園所との交流等を積極的に取り入れていく。

(5) 子どもが自らいじめについて学び、取り組む方法として、子ども自身が学級・学校での集団や人間関係のあり方を日々考え、日常的に学級・学校づくりに参加・参画するシステムを構築する。その上で、いじめを「人格と権利を侵害する行為」と捉え、人権教育を通じて「子どもの権利」についての学習を行う。子どもたち自身がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、人権教育、道徳教育に関する研究を推進するとともに、地域の実態に応じた地域教材の作成や外部講師の活用を推進する。さらに、いじめアンケートの実施から、児童会活動や学級会活動等を通して、子どもの権利の一つとしていじめ問題を考える活動が主体的に生まれるよう、環境を整備する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている子どもがいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多く見られる。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある子どもが、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

○（子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと）

子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、特に日常多くの時間を共有している学級担任が、そのような兆候を見逃さないようにすることが大切である。しかし、担任だけでは多くの子どもを観察することは難しい。担任が不在の所（休み時間等）で事案が起きている場合がある。そのため、全教職員が、掃除時間、クラブ活動、委員会活動等を含め、自分が担当している子どもはもちろん、全ての時間において自分の目の前にいる子どもに責任をもって様子を観察することが大切である。

○（教職員が積極的に子どもの情報交換を行い、情報を共有すること）

情報交換については、定期的な会議の場はもちろん、気になる様子等があったときには直ちに職員室等で情報共有することが必要である。その上で、定期的に行われる校内の会議や研究部会、並びに校外の各連携会議等で必ず子どもの情報交換を行うことで、早期発見できる体制の充実を図るとともに、授業や学級経営等の日頃の教育実践の悩みを気軽に話し合える教職員間の環境をつくる。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、全校の子どもを対象にした、いじめアンケートを6月・11月・2月に実施する。アンケート内容については担任を通して、いじめ防止対策委員会で検証する。

日常の観察として、全教職員が日頃から休み時間等に子どもの活動に積極的に加わったり声かけをするなど、様々な場面で子どもの様子を把握する。また、担任が日常的に取り組む日記、生活ノート、班ノート等での把握も必要である。把握する際は、子どもの表面的な表現にとらわれず、その背景を常に考え、子どもの本当の思いや願いを受けとめる姿勢が必要である。

(2) 保護者と連携して子どもを見守るため、日常の家庭訪問や電話連絡を通しての家庭連携は欠かせない。また学期末の個人懇談や学級懇談会の場も活用する必要がある。その際、子育ての悩み等も含めた子どもへの思い、時には生い立ちを聴き、保護者自身の思いや願いを受けとめる姿勢が必要である。その視点に立って、学校での様子や行動の観察から、少しでも変わったところがあれば保護者と連絡を取り合うようにしていく。また、保護者からも家庭での様子で少しでも変わったところがあれば連絡をしてもらえよう、日頃からの関係づくりに努める。

そのためにも、保護者や地域住民が学校に来る機会をとらえ、本方針内容を広く周知し、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、本方針の趣旨及び方針に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

(3) 子ども、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、

○子どもからの相談に関しては担任を基本としながらも、授業等で関わりのある教職員や過去に担任だった教職員、そして養護教諭等が窓口として挙げられる。

○保護者からの相談に関しても担任を基本としながら、学年代表をはじめ校長、教頭、主事・主査、養護教諭、人権教育担当が窓口として挙げられる。

○教職員に関しても、複数学級のある学年は当該学年の他の担任を基本としながら、「いじめ防止対策委員会」のメンバーへの相談が挙げられる。

これまでの学校における子どもを対象にした各種相談体制は多くの場合、形骸化に陥る危険性もっている。まして「いじめ」は被害者の人間としての誇りを全て奪い去る行為である。いじめを受けた子どもが「いじめられている自分自身」を責めることの「重さ」を考えれば、「たとえどんな課題があったとしても、自分の思いや願いを全て受けとめ聴いてくれる」、すなわち「どんな私であっても受けとめてくれる、絶対に安心できる味方」という関係性が日常にないところに「相談」はあり得ない。その上立って「相談」の意味を考え、位置づける必要がある。

(4) 学校だよりや学校ブログ、各学年だより等により、相談体制を広く周知する。

「学校教育自己診断」や「いじめ防止対策委員会」、「学校協議会」、「PTA委員会」などでの確認により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た子どもの個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重に取り扱い、外部に漏れることのないように厳重に管理する。情報を開示するような場合は「いじめ防止対策委員会」で検討した上で開示する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった子どものケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ子どもの原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象では、いじめた子ども自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した子ども同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な子どもや保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員はいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげる。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係子どもから事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは同項の規定に違反し得る。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた子ども又はその保護者への支援

- (1) いじめた子どもの別室指導や出席停止などにより、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、青少年センター指導員をはじめとする地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる子どもからの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた子どもへの指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた子どもに対しても、そうした行為がいじめを受けている子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の子どもは、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを子どもに徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって子ども一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、子どもが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった子どもの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの子どもへの対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、子どものエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーサポーターとも連携する。
運動会や校外学習等は子どもが、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、子どもが、意見

が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係子どもからの聞き取り等の調査、子どもが被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害のあった子どもの意向を尊重するとともに当該子ども・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を学習する機会を設ける。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害の子どもの様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害にあった子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害にあった子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害にあった子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害にあった子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害及び加害の子どもについては、日常的に注意深く観察する必要がある。

第5章 その他

1 人権侵害事象対応との連携

本校では、これまで人権侵害事象についての緊急対応チーム（以下「緊急対応チーム」）を組織し、マニュアルを作成し、事象対応に取り組んできた。いじめ対応についても、これまでいじめを人権侵害事象と捉え、緊急対応チームであたってきたが、今後はいじめ対応については「いじめ防止対策委員会」であたり、緊急対応チームと組織的な連携を図っていく。なお、緊急対応チームはあくまでも事象の対応のためのものであったことをふまえ、人権侵害事象の防止にあたっては、子どもの権利をふまえた「いじめ防止基本方針」に則り、いじめ防止同様の取り組みを進めていく。

○発達障害を含む、障害のある子どもがかかわるいじめについては、教職員が個々の子どもの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該の子どもへのニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○外国にルーツのある子どもは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、子どもや保護者等の実態をより深く把握するとともに、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る子どもに対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

2 青少年センターをはじめとする地域との連携

本校はこれまで地域との連携のもと、子どもの育成を進めてきた。いじめの定義にある、子どもの「一定の人的関係」は、学校内集団の関係であっても、放課後や休日等の地域での生活のなかで形成される部分もある。そのため、いじめ防止にあたっては、青少年センターをはじめとする地域との日常の連携に加え、定期的に開催する連携会議のなかに情報交換を位置づけ、いじめ防止の取り組みを進めていく。

3 学校評価と保護者・地域への周知と広報啓発の充実

本方針に基づく取り組みの実施状況については学校評価の評価項目に位置づける。そこでは、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価されるものとする。

そのためにも、保護者や地域に本方針内容の周知、広報啓発を充実する

別添

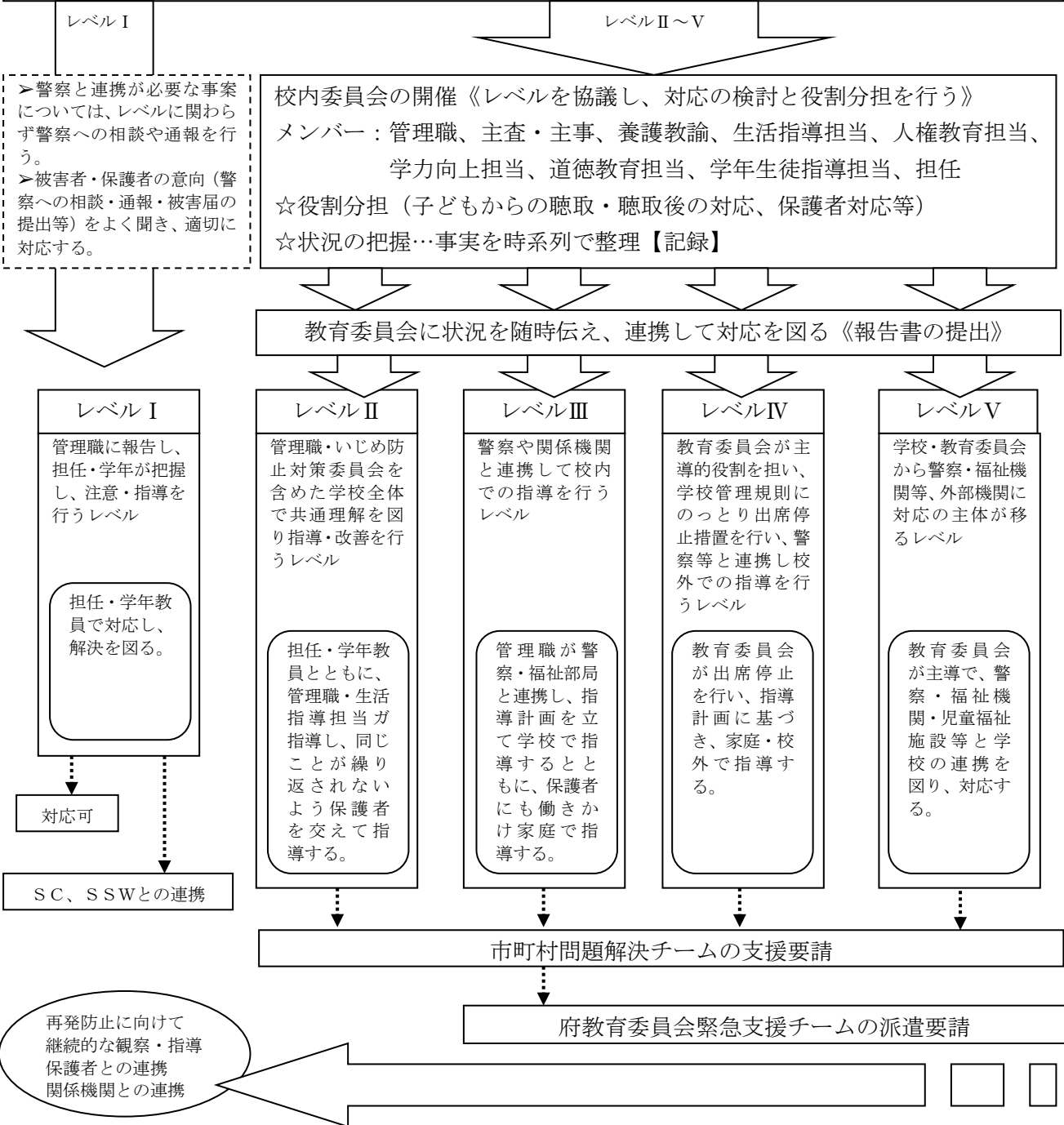
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

■子どもの問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、及び教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ子ども・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

➢対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。

➢レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。

➢いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の思いレベルとして対応する。

➢子ども間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。